令和８年度
埼玉県民間事業者
スマートＣＯ２排出削減設備導入補助金
（ＥＭＳと設備更新等の同時導入事業）
【四次募集】

［募集要領］

令和８年１１月

埼玉県環境部温暖化対策課

補助金の交付申請又は受給をされる皆様へ

埼玉県民間事業者スマートCO_2排出削減設備導入補助金（以下、「本補助金」といいます。）は、埼玉県（以下、「県」といいます。）の公的資金を財源としていることから、県として適正な執行を行うとともに、不正行為に対しては厳正に対処いたします。

したがって、本補助金の交付の申請をされる方、交付決定により補助金を受給される方は、以下の点を十分認識された上で本補助金の申請、受給を行っていただきますようお願いします。

1　本補助金の申請者が提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。

2　県から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、交付決定の取消などを行う場合があります。

3　手続きを迅速に進めるため、交付申請書を提出いただく際は、書類の不足や不備等がないことを御確認いただきますようお願いいたします。

4　本補助金の交付決定を通知する前において、工事に着手（発注等を含む）した場合は、補助金の交付対象とはなりません。

5　本補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間（法定耐用年数等）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について承認を受けなければなりません。なお、県は必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

6　偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、本補助金の受給者及び関係者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。

7　調査の結果、不正行為が認められたときは、本補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済みの補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年率10．95％）を加えた額を返還していただきます。

※本募集要領は、埼玉県民間事業者スマートＣＯ２排出削減設備導入補助金交付要綱第５条第１項第６号に定めるＥＭＳと設備更新等を同時導入する事業に係るものです。同項第１号から第５号に定める事業（高効率設備への更新等）については、別途募集要領を定めます。

※三次募集の募集要領から以下の点を変更しています。
・申請受付期間等の日付の修正。

【目　　次】

１．事業の概要
(1) 目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(2) 概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(3) 事業の全体スキーム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(4) 事業のスケジュール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

２．事業内容
(1) 補助対象者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(2) 補助対象事業所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(3) 補助対象事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(4) 補助対象経費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
(5) 補助金交付申請額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
(6) 補助金の併用について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
(7) 補助事業実施に関する条件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
(8) 申請実施に関するその他の条件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
(9) 申請者及び交付先 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

３．申請
(1) 申請受付期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
(2) 申請書類の提出方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
(3) 申請の代行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
(4) 申請に当たっての注意点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
(5) 審査・選定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
(6) 交付決定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

４．補助対象事業の実施
(1) 事業の開始 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
(2) 事業内容等に係る変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
(3) 補助対象事業の状況報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
(4) 補助対象事業の遅延報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
(5) 補助対象事業の廃止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
(6) 本補助事業以外の補助金等を受給することが決定した場合の取り扱い ・・・・・・１９
(7) 実績報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

５．実績報告以後
(1) 補助金額の確定、補助金の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
(2) 交付決定の取消し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
(3) 導入効果の検証 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
(4) 補助金の経理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
(5) 補助事業により取得した財産の管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

別表　導入設備の法定耐用年数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
参考資料　補助事業における利益等排除の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・２２

１．事業の概要

（１）目的

本県では、地球温暖化対策を推進するに当たり、中小企業を含め県内事業所における一層の省エネルギー化を推進し、企業のエネルギーコストの抑制を図り、環境に配慮した事業活動を促進しています。

そこで、事業活動における地球温暖化対策を促進するため、民間事業者が県内に所在する事業所において実施する CO_2 排出量の削減に資する設備導入について、その費用の一部を県が補助し、自立的な省エネルギー、温室効果ガスの排出量削減を支援するものです。

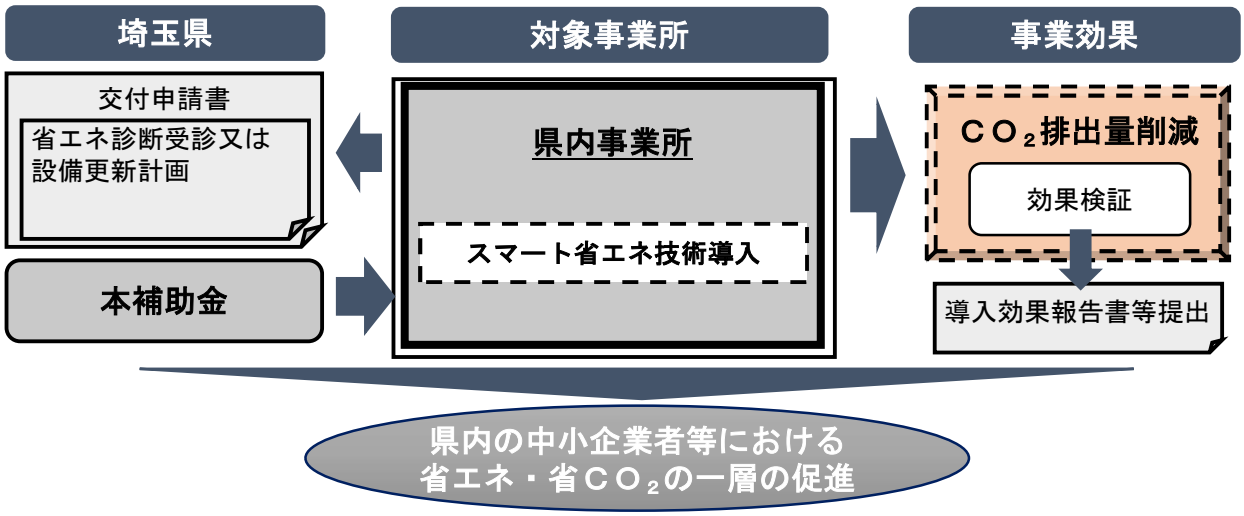
なお、本補助事業は、「埼玉県民間事業者スマート CO_2 排出削減設備導入補助金交付要綱」（以下「要綱」といいます。）に基づき実施する事業です。

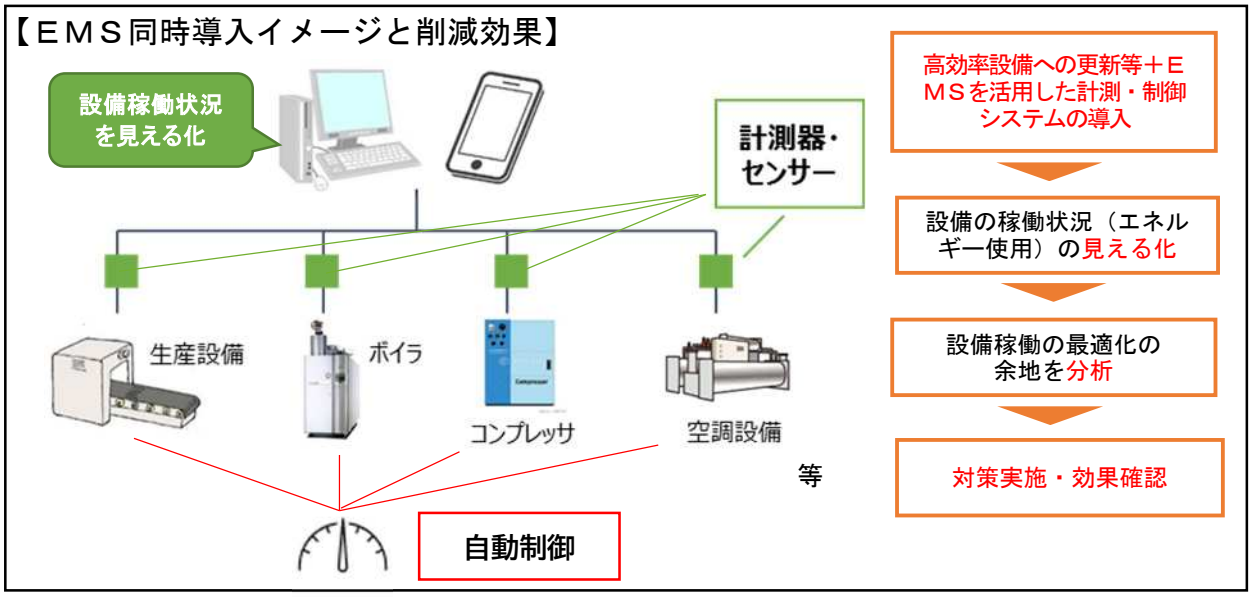
（２）概要

中小企業者等が、県内に所在する事業所を対象に事業活動に伴う現在の CO_2 排出量を削減するための燃料転換、高効率設備への更新、再生可能エネルギーと蓄電池の整備及びこれらと同時にエネルギーマネジメントシステム（以下「EMS」という。）を活用した省エネ技術を導入する場合に、その費用の一部を県が補助します。

なお、EMSのみの導入については補助対象外です。

（３）事業の全体スキーム





（４）事業のスケジュール

時期	補助金交付申請者	埼玉県
申請受付期間 令和8年 11 月2日（月） ～ 令和8年 11 月 18 日（水） ［期限厳守］ ※県の電子申請システムによる受付	申請書類の提出	
		審査
交付決定 （12 月上旬頃を予定）	※交付決定前に工事に着手（発注等を含む）していないこと	交付決定
事業実施（交付決定後） （事業開始届の提出） 事業着手14日以内	事業着手 事業開始届の提出	事業開始届の受理 【重要】 事業内容を変更する場合は事前に県に報告し、県の指示を受けてください
（実績報告書の提出） 事業完了後速やかに **【最終提出期限】** 令和9年2月 26 日（金）	工事完了 実績報告書の提出 （領収証写し、契約書写し、写真、その他必要書類など添付）	
完了確認 （実績報告書提出後）		現地確認（必要がある場合） 確定通知
補助金交付	補助金の受領	補助金の交付（支払）
効果検証 稼働から１年ごとに３年間「導入効果報告書」の提出	導入効果報告書の提出 【重要】 導入効果報告書の提出がない場合、補助金の返還対象となりますので御注意ください	効果検証

２．事業内容

（１）補助対象者

補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象者」といいます。）は、次のア又はイのいずれかに該当し、かつ、ウの要件を満たす者とします。なお、補助対象者に該当する場合であっても事業活動内容等から県が不適当と認める者は対象外とします。

ア　次の要件に該当する民間事業者（埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。ただし、会社にあっては、中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第2条第1項各号のいずれかに該当するもの）に限る。）。

① 埼玉県内に所在する事業所において、1 年以上継続して事業を営んでいる者であること。

② 法人県民税、法人事業税（個人事業主の場合は、個人県民税及び個人事業税）等納付すべき税金を滞納していないこと。

③ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

④ 令和7年度補正予算埼玉県民間事業者CO_2排出削減設備導入補助金（緊急対策枠）を受給した者又は受給予定の者でないこと。

イ　契約によりアと共同して本事業を実施するリース事業者で、次の要件に該当する者。

① 補助対象事業の着手の日までに共同事業における、リース契約、パフォーマンス契約（EMS導入の場合）が締結されていること。

② 上記①の契約におけるリース料について、補助金額に相当する金額が減額されていること（当該契約は、補助対象経費の増減に伴い見直しをすること）。

③ 本補助金の条件の履行の責務を共同して負うこと。

ウ　要綱第3条第3項に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当しないこと。

（注）官公庁及び県が不適当と認める者は対象外とします。

＜中小企業者の範囲＞

業　　種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	３億円以下	３００人以下
②卸売業	１億円以下	１００人以下
③サービス業（宿泊業等）	５０００万円以下	１００人以下
④小売業（飲食店を含む）	５０００万円以下	５０人以下

※１　株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例）有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）は、上記表の資本金等又は常時使用する従業員数のいずれかに該当すれば中小企業となり、いずれにも該当しなければ大企業（支給対象外）となります。

※２　次の士業法人は、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められることから、中小企業基本法に規定する「会社」の範囲に含むものとして解しています。

弁護士法に基づく弁護士法人、公認会計士法に基づく監査法人、税理士法に基づく税理士法人、行

政書士法に基づく行政書士法人、司法書士法に基づく司法書士法人、弁理士法に基づく特許業務法人、社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人、土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

（２）補助対象事業所

(1)の補助対象事業者が所有又は使用する県内の事業所であって、申請時点で1年以上（再生可能エネルギー利用設備を設置する場合は、1か月以上*）営業する事業所とします。

なお、補助対象者が賃借で使用している等、所有していない事業所については、所有者の承諾を要します。この場合の承諾は、賃貸不動産等において設備導入等の補助対象事業を行うことに対しての承諾を得てください。

＊既存の事業所を移転する場合には対象となる場合もありますので、御相談ください。

【留意事項】
１つの民間事業者が複数事業所を対象に申請する場合は、事業所ごとに申請してください。

（３）補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」といいます。）は、補助対象事業所に設置する、現在のCO_2排出量を削減するために必要な次の補助対象事業とし、以下の要件を満たすものとします。

＜補助対象事業＞

ＥＭＳと下記１～３のいずれかとの同時導入 **・ＥＭＳの導入によるエネルギーの計測、見える化、対象設備の制御、データの保存** **※ＥＭＳは６ページに示した要件を満たすことが条件です**
１　高効率省エネルギー設備への更新 **空調設備、ボイラー、コンプレッサー、変圧器、冷凍冷蔵設備等の高効率化　など** **※更新設備は、８ページに示した高効率設備であることが条件です** **※照明設備は対象外です**
２　再生可能エネルギー利用設備 **太陽光発電設備、バイオマス発電設備、小水力発電設備等の再エネ設備、再エネ設備と組み合わせた蓄電池設置　など** **※太陽光発電は蓄電池を設置することが必須です** **※年間想定発電量のうち６５%程度を目安に当該事業所で自ら消費することが必須です**
３　CO_2排出量の少ない燃料等を使用した設備への更新等 **重油焚ボイラーの都市ガスやＬＰＧ等への燃料転換・ヒートポンプ化、コージェネレーション設備、インバータ制御等の導入　など** **（燃料転換は、バーナー交換も対象となります）** **※更新設備は、８ページに示した高効率設備であることが条件です**

＜補助要件＞

次の要件を全て満たすものとします。

・EMSの導入による年間のCO_2排出量の削減量が3トン以上となる事業

・EMSと同時導入する設備（補助対象事業の1～3）の導入前後を比較して、年間のCO_2排出量の削減量が3トン以上となる事業

・補助対象事業所の原油換算エネルギー使用量が 50kL 以上である事業
（令和7年度又は令和5年度から令和7年度の3か年度の平均値で判断する）

・EMSと同時導入する設備（補助対象事業の1～3）がEMSによる計測及び制御の対象設備に含まれる事業。ただし、同時導入する設備が電気又は熱を発生させる設備（再生可能エネルギー利用設備やコージェネレーション設備など）の場合は、それにより発生させた電気又は熱を使用する設備（既存設備も可）が計測及び制御の対象設備に含まれる事業も認めるものとする。

・補助対象経費の額が30万円以上の事業

目安：電力の場合、削減量が3トン/年以上となるものは約 6,100kWh/年の電力が削減される事業です
（7,200 kWh × 0.422 t-CO_2/千 kWh(排出係数) ÷ 1,000 ≒ 3 t-CO_2）

【対象外事業】

・補助金の交付決定前に着手（発注、契約等を含む）された事業

・照明設備を更新する事業

・全量売電する再生可能エネルギー利用設備の導入事業

・蓄電池を伴わない太陽光発電設備の導入事業

・EMSの導入による年間の CO_2削減量が3トン未満の事業

・EMSと同時導入する設備による年間の CO_2削減量が3トン未満の事業

・EMSのみを導入する事業

【補助対象事業における留意事項】

・導入する設備は、財産処分制限期間中管理し、使用し続けることを要します。導入する設備の財産処分制限期間満了前に設備を廃棄、除却、処分等した場合は本補助金の返還対象となります。

・財産処分制限期間は、法定耐用年数に相当する期間とします。

・省エネ（省CO_2）に資するものでないと県が判断した場合、補助対象とはなりません。

＜ＥＭＳの要件＞

補助対象とするEMSの要件は以下の全ての要件を満たすシステムとします。

No.	項目	要件
1	エネルギーの計測	①　対象設備の見える化機能の実現に必要な項目の計測を行えること。 ②　事業計画書に記載した削減対策の対象設備について、対象設備の種類別（空調、照明、コンプレッサー、熱源機器、生産設備等）に計測器を設置し、対策の実施に必要な項目（電力・燃料等使用量、温度、流量、圧力等）の計測を行えること。（対象設備の種類別の計測器設置以外の、エリアごと、建物ごとの計測器設置を妨げるものではありません。） ただし、対象設備の種類別に計測器を設置することが困難である、又は、エリアや建物ごとに計測器を設置したほうが効果的である等の場合には、エリアや建物ごとに計測器を設置し、上述の必要な項目の計測を行えること。 ※デマンド監視等を目的とした事業所全体の電力計測に限定される設備は対象外とする。
2	見える化	①　補助対象事業所内のパソコン等において、計測データ等を閲覧できること。なお、Ｗｅｂブラウザ経由での閲覧でも可とする。 ②　電力は３０分以内の間隔での電力使用量を閲覧できること。 ③　運用改善に資するデータを表示・確認できること。
3	対象設備の制御	①　原則として省エネルギーのために対象設備を自動制御する機能を有すること。 ②　制御のために設定された数値等を超えた場合、そのことを警報等により確認できる監視機能を有すること。
4	データ保存	①　導入効果報告に必要な計測データについて３年間のデータ保存が行えること。

※再生可能エネルギー利用設備の発電量等の稼働状況や不具合を確認するためのシステムは対象外とする。

＜削減対策の実施に必要な計測項目の例＞

必要な計測項目の例	
空調機器（エアコン）	空調機器ごとの温度、電力使用量及び事業所全体の電力使用量　等
コンプレッサー	コンプレッサーごとの電力使用量、エアー圧力及び空気量　等
蒸気ボイラー	ボイラーごとの蒸気量、蒸気圧、温度及び燃料使用量　等
インバータ導入（給排気ファン）	ファンごと及び事業所全体の電力使用量　等
インバータ導入（冷温水ポンプ）	冷温水ポンプの電力使用量、水温、水量及び水圧　等
空冷チラー	空冷チラーごとの外気温度、水温、水量及び電力使用量　等

＜ＥＭＳによる省エネルギー効果の考え方＞

EMSによる省エネルギー効果として認められる事例は次のとおりとする。

ア　ＥＭＳ制御による省エネルギー量として認められる事例

機器種別	判断	事例
照明	○	・　制御対象照明の各回路を直接実測した値 ・　各分電盤別電力使用量を実測、分電盤内の照明以外の電力使用量（ＯＡ・コンセント系）を実測し、差し引いて計算した照明の値 ・　調光制御を行う場合、調光出力と消費電力の比例関係を求めて計算した値
	×	・　分電盤単位の実測を消費電力内訳で按分した値（実測値に基づかないもの）
空調等	○	・　制御前、制御中の空調機電力使用量実測値から空調機自体の削減量を算出した値 ・　熱源エネルギー削減量も加える場合、負荷計測温度等から熱量を算出し熱源負荷削減量として加算した値 ・　類似した建物用途・規模・エリアなどの自社実績を根拠とした数値
	×	・　定格出力に負荷率を乗じて計算した値 ・　設定温度緩和の実測を公開値から算出した値など、実測値を根拠にしない値
熱源	○	・　外気取り入れ制御など負荷熱量調節で熱源負荷削減を図る場合、温度湿度計測値より外気エンタルピ演算にて負荷熱量を算出しこれを削減量とする値（実際の熱負荷削減量を演算している値） ・　類似した建物用途・規模・エリアなどの自社実績を根拠とした数値
	×	・　建物用途、規模、エリアなどの条件が一致していない値に基づく計算値

イ　ＥＭＳの計測に基づく運用改善による省エネルギー量として認められる事例

機器種別	判断	事例
照明	○	・　使用実態に合わせた照明点灯時間の調整（タイマー等によるもの） ・　エリア別照度計測結果による照明照度や点灯エリアの調整、点灯エリアの細分化
	×	・　ＰＣモニターやディスプレイ等の夜間電源ＯＦＦ（自発的に行うもの）
空調等	○	・　空調立ち上げ時間変更や同時運転台数調整などによるもの ・　冷温熱と搬送動力を組み合わせた効率の改善 ・　室温やＣＯ２濃度実測結果に基づく温度設定やダンパ開度の最適化 ・　冷却水温度の最適化
	×	・　計測データを活用しない単なる温度設定変更 （夏季の冷房設定温度を２４℃から２６℃に変更するなど） ・　涼しい日は窓を開ける等の運用
生産設備	○	・　燃焼機器の燃焼効率調整、空気比の調整 ・　圧縮機等の適正圧力調整 ・　ボイラー・圧縮機等の運転台数や台数制御・運転スケジュール調整の見直し
	×	・　計測データを活用しない通常の生産管理の中で行われる生産効率改善

＜高効率設備＞

①　省エネ法のトップランナー基準を達成している設備	
（対象設備） ・空調設備・電気冷蔵庫・電気冷凍庫 ・ガス温水機器・石油温水機器 ・ヒートポンプ給湯器 ・変圧器・交流電動機（モーター）	（確認方法） 省エネ法（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律）に基づいて定められた基準達成率 100%以上の設備であることを、カタログ等で確認してください （表示例） 家庭用の場合：以下のマークが表示  ※業務用の場合は統一の表示はありませんが、「省エネ基準値クリア」等の表示があります。
②　経済産業省所管「省エネルギー投資促進支援事業『Ⅲ設備単位型』」の補助対象設備	
（対象設備） ・空調設備・産業ヒートポンプ・給湯器 ・変圧器・冷凍冷蔵庫・産業用モータ ・ボイラ・コージェネレーション ・コンプレッサー ・工作機械・プラスチック加工機械 ・プレス機械・ダイカストマシン ・印刷機械　等	（確認方法） 以下のホームページで、設備の型番が登録・公表されていることを確認してください。 https://sii.or.jp/setsubi07r/search/ https://sii.or.jp/setsubi06r/search/
③　その他の設備	
（対象設備） ①、②以外の設備（設備の種類として登録されていないもの ※③の対象となる設備は、①、②で対象となっていない種類の「設備」です。設備の「型式」ではありません。 　例えば、空調、ボイラーで①、②で該当がない「型式」の場合、③で対象とすることはできません。	（確認方法） 一般的な設備と比べ１０％以上の省エネ改善効果が確認できることを、任意様式で証明してください。

※ＣＯ２削減量算定シートに、上記のいずれの設備に該当するかを選択する欄がありますので、必ず選択してください。

（４）補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業の実施に当たり、次の経費のうち必要不可欠な経費であって県が認めるものとします。なお、補助対象経費に、自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分（施工含む）がある場合、利益等の排除を行った額を補助対象とします。

なお、補助対象経費の額が30万円以上の事業が対象となります。

<table>
<tr><th>項目</th><th colspan="2">補助対象経費</th></tr>
<tr><td>設備費</td><td colspan="2">設備費、必要不可欠な付属設備</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設備費
（ＥＭＳに係るもの）</td><td>主装置・盤
計測計量機器

機械監視装置
制御機器

通信装置
モニター装置
ソフトウェア</td><td>計測制御主装置、ローカルサーバ、ロガー、主装置盤 等
電力量センサ、ガスメーター、流量計、水量計、温湿度センサ、
圧力計、熱量計、パルス検出器 等
生産量制御管理装置、設備稼働状況監視装置 等
制御用センサ、リレースイッチ、コントローラ、インバータ、
流量調整弁、自動制御設備、
制御ＰＬＣ（Programmable Logic Controller）、
ＶＡＶ（Variable Air Volume System） 等
モデム 、ルーター、通信ＰＬＣ（Power Line Communication） 等
監視用端末、ＰＣ、タブレット、モニター、ローカルサーバ 等
導入拠点での需要予測、最適化計算、最適制御機能 等</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記のほか補助事業の実施に必要な機器費、必要不可欠な付属機器</td></tr>
<tr><td>工事費</td><td colspan="2">労務費、設計費、材料費、消耗品・雑材料費、直接仮設費、試験調整費、
立会検査費、機器搬入費、現場管理費　など
（補助対象事業を行うために不可欠な工事費（通信配線工事を含む）。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">サポート費
（ＥＭＳに係るもの）※2</td><td colspan="2">補助対象事業者でのＥＭＳの活用及び削減対策の実施に対するエネルギーマネジメント事業者※1による支援に要する費用</td></tr>
<tr><td colspan="2">ただし、補助対象経費の上限額は、ア又はイのいずれか低い額とします。（上限額を超える分については補助対象外経費としてください。）
ア　１５０万円
イ　ＥＭＳに係る機器費及び工事費の補助対象経費を合計した額の２分の１の額</td></tr>
</table>

（注）「出精値引き」、「端数値引き」など、内訳が明確でない値引きについては、全て対象経費から差し引いてください。

※1　エネルギーマネジメント事業者は、次のいずれかの要件を満たす者に限ります。

① 経済産業省所管先進的省エネルギー投資促進支援事業でエネマネ事業者として登録を受けている者。

② 経済産業省所管省エネルギー診断拡充事業で診断機関として登録を受けている者。

③ 環境省所管二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素技術等による工場・事業場の省CO_2化加速事業）のうちDX型CO_2削減対策実行支援事業で支援機関として登録を受けている者。

※2　サポート費とは、エネルギーマネジメント事業者によるEMSの使用方法、計測データの分析方法、省エネ対策の検討等の指導等、人的支援に係る費用をいいます。なお、当該サポート費を補助対象経費とする場合には、エネルギーマネジメント事業者と請負契約書の締結又は請書の徴取をすることとします。

【対象外経費】

補助対象事業を行うために必要な経費（総事業費）のうち、次の経費は補助対象外に区分すること
・撤去費、移設費、処分費、共通仮設費
・既存設備等の劣化などに伴う現状復帰費、修繕費、補修費
・諸経費等（内訳が不明瞭な経費）
・工事費、サポート費以外の経費（通信費、光熱水費、旅費、振込手数料等の事務費、一般管理費等） ※ 見積書において、諸経費としている経費を補助対象経費に含めることはできません。補助対象経費とする場合には、必ず経費を明確に区分して上述の補助対象経費に該当する経費のみ計上してください。
・消費税及び地方消費税相当額
・**設備の能力が既存設備の能力と比べて過剰とみなされるもの**、汎用性のあるもの、増設されるもの、予備若しくは将来用のもの ※汎用性のあるものには、移動可能な設備（移動式のエアコン、移動式の太陽光発電システム、テレビ、ＯＡ機器 等）が該当します。 ※更新前の設備よりも仕様上能力の高い設備に強化する、更新前よりも台数を増やすなど、更新前の能力及び台数等を超えて更新するものは原則、過剰と判断されます。ただし、小型分散化による台数増加や、大型集約化による能力強化については、更新前の設備能力の範囲内で認められます。同等能力の判断はCO_2削減量算定シートでの比較で判断します。
・本事業以外においても使用することを目的としたもの
・中古設備の導入
・車両の購入
・**居住用途に係る設備の導入** ※住居兼事業所において次のようなケースは対象外となります ・再生可能エネルギー利用設備の設置について、エネルギー使用量が、事業所部分と居住部分とで明確に分けて確認できない場合（例：メーター等が１つのみで事業所用と居住用とで分かれていない 等） ・事業所部分と居住部分が混在している場合 （例：同フロアに混在しているなど、事業所部分と居住部分の両方で使用できる 等）
・土地の取得及び貸借に要する経費 （一時的であって、補助対象工事の請負業者が施工上直接必要な貸借は除く。）
・補助対象事業所以外の事業所からの自己託送等による設備整備 ・補助対象事業所内の建物等への屋根置きとならない、いわゆる野立てによる太陽光発電設備整備等
・省エネ（省ＣＯ２）に資するものでない設備 ※ＣＯ２削減効果が不明なもの（専門性が高く省エネ効果が確認できない生産設備 等） ＣＯ２削減効果が見込めないもの

※補助対象経費の算出（見積もり）にあたっては、原則2者以上から見積もりを聴取し、見積額が低い方を採用してください。

※申請の際には、2者からの見積書の添付が必要です。見積書には、補助対象経費及び補助対象外経費の内訳がわかるよう記載してください。（見積書の項目について、対象経費は〇、対象外経費は×を記載する 等）

（５）補助金交付申請額

補助率による算出額と上限額の**いずれか低い額**が補助金交付申請額の上限となります

補助率	上限額
補助対象経費の２分の１	１，０００万円

（注1）補助率による算出額に1万円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとします。
（注2）補助金の交付（支払）は、実績報告書の提出後となりますので御注意ください。
（注3）申請状況により、予算額を超える場合には、採択された場合でも申請した金額より補助金額が低くなる場合がありますのであらかじめ御了承ください。
（注4）EMS導入に係るサポート費の補助対象経費の上限額は、ア又はイのいずれか低い額とします。（上限額を超える分については補助対象外経費としてください。）
　ア　150万円
　イ　EMSに係る機器費及び工事費の補助対象経費を合計した額の2分の1の額
（注5）1つの民間事業者が複数事業所を対象に申請をする場合、補助申請できる合計金額は1,000万円が上限となります。

（６）補助金の併用について

○　本補助金以外の補助金等を同一の設備に**併用することは不可**です（国の補助金等との併用も不可）。

○　本補助事業以外の補助金等への同時申請を妨げるものではありません。
　※　ただし、この場合、本補助金以外の補助金又は助成金を受給することが決定（交付決定又は採択決定等を含む。）したときは、当該補助金等の受給決定の通知日から１４日以内に、知事に**補助事業の廃止を申請**しなければなりません。

（７）補助事業実施に関する条件

ア　補助金の交付の決定を受けたあとは、次の条件を全て満たす必要があります。

① 補助金交付決定後、補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の**内容の変更をする場合**には、要綱第13条に基づき**変更（廃止）承認申請書又は事業変更届（軽微な変更の場合）を知事に提出すること。**

② 補助事業者は、次のいずれかを実施すること。

・埼玉県又は国の事業で実施された省エネ診断事業の受診（過去3か年度以内に受診したものを含む）

・県に「設備更新計画書」（様式第5号）を補助対象設備の稼動から1年ごとに3年間提出

③ 補助事業者は補助対象設備の稼動から１年をめどに削減効果の実績について、県に**「導入効果報告書」（様式第４－２号）を稼動から1年ごとに3年間提出すること。**

導入効果報告書の**提出がない場合、補助金の返還対象となり**ます。

④ 補助事業者は、補助対象事業に関する効果測定等について、県が必要と認める範囲内において県による現地確認、報告、資料提供その他に協力すること。

（削減対策の事例として県のセミナー等で紹介させていただくことがあります。）

⑤ **補助対象となる設備導入に係る経費**について、**重複して本事業以外の一切の補助金又は助成金を受給しないこと。**

また、本補助金以外の補助金又は助成金を受給することが決定（交付決定又は採択決定等を含む。）したときは、本補助金等の受給決定の通知日から14日以内に、要綱第13条に基づき変更（廃止）承認申請書を知事に提出しなければなりません。

⑥ 補助事業者は、補助対象事業により、次の目標とする **CO_2 排出量の削減効果の達成を約束する**ものとすること。

補助事業者（補助金の交付決定を受けた者）は、
EMS による**計測・制御対象設備の年間CO_2排出量を、補助対象設備の導入から３年以内に平均３％以上削減**※することを目標とします。

※削減率の算出方法：（Ａ－Ｂ）÷Ａ

Ａ：EMS 導入前の計測・制御対象設備の年間CO2排出量（t）

Ｂ：EMS 導入後の計測・制御対象設備の年間CO2排出量（t）

（8） 申請・実施に関するその他の条件

補助事業の申請・実施に関して、次の留意事項を遵守してください。

① 「埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度」の「宣言書」を実績報告までに提出すること。（詳細は以下のホームページを参照）

URL：https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/sdgs/index.html

② 補助対象事業が太陽光発電設備導入に係る事業である場合、本補助事業に申請する前に県又は関係市町村等の関係行政機関に相談又は協議を行い、必要な手続きを把握しておくこと。

③ 補助金の**交付決定前に補助対象事業の工事に着手（発注、契約等を含む）していない**こと。

④ 補助事業者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、証拠書類を整備しなければなりません。当該経理に係る書類は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後**5年間保存**すること。

⑤ 補助事業により整備した設備は、原則、要綱第23条第2項で定める**財産処分制限期間**（法定耐用年数に相当する期間）**中は県の承認を受けることなく処分等しないこと。**

⑥ 施工業者に事業費を支払う方法は原則として金融機関による振込（現金払い）とし、これ以外の方法による場合は事前に県の承諾を得てから支払うこと。

⑦ 再生可能エネルギー利用設備を導入する補助事業者は、補助事業により取得した設備の所有に関する情報について、市町村から県に情報提供の要請があった場合には、県が情報提供をすることを了承するものとする。また、災害時等に、自治体等から設置する設備により創られるエネルギーを地域住民に提供するよう要請があった場合には、可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

（9） 申請者及び交付先

本補助金の交付先は、申請書の区分により、次のとおりとなります。

区分	補助対象事業	申請者	補助金交付先
①	民間事業者が自己資金で補助対象設備等を導入する場合	民間事業者	民間事業者
②	補助対象設備等をリース会社が調達する場合	民間事業者及びリース事業者の連名	リース事業者

３．申請

（１）申請受付期間

補助金の交付申請の受付期間は次のとおりです。

令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月１８日（水）まで［期限厳守］

（２）申請書類の提出方法

ア　申請に必要な書類:次ページのとおり

イ　提出方法:県の電子申請システムによる申請のみとします。

電子申請システム　：　https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=129947

（注意）

申請書の提出後、申請書や資料の訂正・差し替えは電子申請ではできません。

資料の訂正・差し替えが必要になった場合は、以下のメールアドレス宛てにご連絡ください。

電子メールの件名：「**Ｒ８スマートＣＯ２排出削減設備補助**（申請者名）」

電子メール：a3030-30@pref.saitama.lg.jp

ウ　申請時提出書類（申請に必要な書類）

【申請書類】

書類	説明
交付申請書（様式第１－２号）	・ＰＤＦ化せず提出してください ・Excel のシートが複数ありますので、御注意ください
ＣＯ２削減量算定シート（様式第１－１号（別紙））	
ＣＯ２削減量算定シート（様式第１－２号（別紙））	
※上記の書類は埼玉県ホームページからダウンロードしてください （ URL　https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/hojokin/r8co2hojo.html　）	

【その他添付書類】

・資料が紙の場合は、スキャンした電子データで構いません。

書類		説明
①	見積書の写し（原則２者以上）	・発行後３か月以内かつ有効期間内であるもの ・サポート費を補助対象経費とする場合にあっては、サポート費の見積書も添付すること
②	導入予定設備のカタログやシミュレーション	エネルギー使用量（ＣＯ２排出量）の数値が確認できる資料

書類		説明
③	ＥＭＳの計測・制御対象の設備の定格燃料等消費量及び負荷率を確認できる資料	設備仕様書や設備銘板の写真、負荷率計算書等
④	ＥＭＳの計測・制御対象の設備の写真	原則として１設備につき写真１枚。ただし、照明にあっては一定区画ごとの写真でもよい
⑤	図面（事業所全体図、導入機器据付図、エネルギー系統図）	配置図に導入機器の型番を記載
⑥	導入前後の全体配置図	図面に導入前後の設備の位置等を申請書の写真と照合して確認できるように記載すること
⑦	（法人）商業・法人の登記事項証明書 （履歴事項全部証明書） （個人）市町村等が発行する営業届出済証明書等	・商業・法人の登記事項証明書については、交付申請書に法人番号を記載した場合は添付不要 ・発行後３か月以内、かつ最新の情報であるもの
⑧	県内にある県税事務所※1が発行する次の税目について滞納額がないことを証する納税証明書 （法人）法人県民税・法人事業税※2 （個人）個人事業税※2・個人県民税※3 ※1 納税証明書の交付については、原則、住所又は事業地を管轄する県税事務所に請求してください。 ※2 様式第１－２号添付の「重要事項確認書」において、県が申請者の県税（法人県民税、法人事業税、個人事業税）に関する納付状況等について確認をすることに同意があった場合は添付不要 ※3 個人県民税は市区町村での発行になります。お問合せは各市区町村へお願いいたします。なお、滞納額（又は未納額）がないことの証明書の取扱いがない場合は「県民税の納税証明書」を取得してください。	・本店所在地が県外であっても、埼玉県内にある県税事務所発行のもの （リース事業者は本店所在地の都道府県税事務所発行のもの） ・発行後３か月以内、かつ最新の情報であるもの
⑨	決算書の写し	損益計算書、貸借対照表、 青色申告書 等（直近１年分）
※　⑦から⑨は民間事業者、リース事業者それぞれ必要です		
⑩	埼玉県又は国の事業で受診した省エネルギー診断結果報告書の写し	交付申請年度から起算して過去３か年度以内に受診している場合のみ添付
⑪	-1 賃貸借契約書の写し -2 所有者からの承諾書（賃借の場合、様式任意）	申請者が補助対象事業所（建物）の所有者でない場合のみ添付
⑫	リース契約書（案）及び料金計算書（案）	リースによる場合のみ添付
⑬	設備更新の場合、既存設備の能力等がわかる資料	カタログ、仕様書など （添付した写真の銘板などで能力等がわかる場合は添付不要）

書類		説明
⑭	設備更新の場合、高効率設備であることがわかる資料	(1) トップランナー基準を達成している設備の場合は、達成率が確認できるカタログ等の写し (2) 省エネルギー投資促進支援事業費補助金の該当設備の場合は、登録されている型番を、CO_2削減量算定シート（様式第１号別紙）に正確に記入してください。（添付資料は不要） (3) その他の設備は、任意様式にて、一般的な設備と比べて 10%以上向上していることが確認できる資料を提出してください。

※必要に応じて、別途書類を提出していただく場合があります

（3）申請の代行

本補助金の申請は、事業者本人によるものとし、行政書士等の有資格者以外の者（設備業者等）による代理申請はできません。

（4）申請に当たっての注意点

- 実績報告書の**提出最終期限は令和9年2月26日（金）**となっていますので、事業計画に御注意ください。
- 見積書は、2（4）の補助対象経費及び補助対象外経費の内訳等項目ごとの金額がわかるように記載するほか、導入予定の設備の製品名や型式等についても併記してください。
- 上記⑦～⑨は、民間事業者、リース事業者それぞれの書類を提出してください。
- 必要に応じて、別途書類を提出していただく場合があります。
- 申請書類等は、本審査以外には使用しません。
- 必要書類への記載漏れや不備等のないよう、提出前に確認をお願いします。
- 申請書類は、必要に応じて修正や再提出をお願いする場合があります。
- 申請書等の提出について、書類の不足や記載内容等に形式上の不備がある場合には受理できませんので、御注意ください。
- 不足、不備等があった場合で県が指定する期限までに対応がない場合、不採択となる場合があります。そのため、申請書の「連絡先」欄には、必ず連絡が取れるメールアドレス等を記載してください。
- 提出された申請書類等は、採択、不採択にかかわらず、原則、返却しません。

（５）審査・選定

審査は、申請書類について書面審査を行い、予算の範囲内で交付・不交付を決定します。

選定に当たっては、次式で算出される費用対効果（補助金額100万円当たりのCO_2削減量）を基礎として、次の事項を優先の上決定します。

なお、審査の経過や採択結果等に関する照会には一切お答えできませんので、あらかじめ御承知おきください。

費用対効果の算出方法：A÷B（小数第三位を四捨五入） A：様式第１－２号の計算方法で算出される年間CO_2削減量（t） B：補助金申請額（円/百万円）（サポート費に係る金額を除く）

○審査に当たって優先する事項（優先度昇順）

1. みなし大企業※でない事業者からの申請
2. 埼玉県又は国の事業で実施された省エネ診断事業を、過去3か年度以内に受診した事業者からの申請
3. 埼玉県エコアップ認証を受けた事業者からの申請

※みなし大企業とは、次のいずれかに該当する中小企業者とします。

ア　発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ　発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

エ　発行済株式の総数又は出資価格の総額を上記ア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者

オ　上記ア～ウに該当する中小企業者の役員又は役員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

（６）交付決定

審査・選定の結果に基づき、補助事業者に交付決定通知書を送付します。

交付決定に当たっては、必要に応じて、申請内容の修正や条件を付して交付決定を行う場合があります。なお、不交付のときは、不交付決定通知書を送付します。

交付決定時期は、12月上旬頃を予定しています。

４．補助対象事業の実施

（１）事業の開始

補助事業者は、交付決定通知日以後、1 か月以内に補助対象事業に着手（発注を含む）し、補助対象事業に着手した日から**14日以内**に「事業開始届（様式第6号）」を県に提出してください。着手が交付決定から１か月を過ぎる場合は、事前に県に御相談ください。

着手とは、補助対象事業を達成するための行為を開始することであり、契約の締結、又は発注することをいいます（着工のことではありません）。そのため、見積書を再度取得する、施工業者と打ち合わせを開始するといった内容は含みません。

（注） 交付決定通知日以前に補助事業に着手した場合は、補助事業の対象外となりますので、御注意ください。

（２）事業内容等に係る変更

補助事業者は、事業の実施中に交付申請の内容等に係る変更（事業内容、事業費、事業者名、代表者名、住所等）が発生する見込みとなった場合には、独自に判断せず、速やかにその内容を県に報告し、県の指示に従ってください。また、県から資料の提出依頼があった場合は速やかに提出してください。

なお、変更事由が生じたにもかかわらず実績報告書提出までに県に相談を行わなかった場合や指示に従わない場合等は、変更箇所が補助対象外となるほか交付決定の取消となることがあります。

（注1）交付決定した補助金額が、補助金交付の限度額であるため、事業費に変更があった場合においても、補助金額の増額は認められません。

（注2）補助事業の変更を承認する場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付す場合があります。

（注3）補助対象事業の変更後の補助対象経費の額が30万円未満となる場合や年間CO_2削減量が3トン未満となる場合は、補助金の交付ができません。

（注4） 事業内容等に変更が生じる場合は、「変更（廃止）承認申請書（様式第７－２号）」を県に提出してください。

（３）補助対象事業の状況報告

県は必要に応じて、補助対象事業の進捗状況について報告を求める場合があります。この場合、「補助事業遂行状況報告書（様式第10号）」及び「実施状況報告書（様式第11号）」を提出していただきます。

（４）補助対象事業の遅延報告

4(7)の実績報告書の提出期限までに補助事業が完了することができないと見込まれるときは、速やかに「遅延報告書（様式第12号）」を提出してください。ただし、発注遅れや業務多忙による事業の遅れ等については、提出期限の延長は認められませんので御注意ください。

なお、いかなる場合でも、年度を超えての提出期限の延長は認められません。

（５）補助対象事業の廃止

補助事業者は、補助事業者の事情により補助対象事業を廃止しようとする場合は、「変更（廃止）承認申請書（様式第７－２号）」を提出し、知事の承認を得てください。

［添付書類］ ・その他知事が必要と認めるもの （提出の前に県に相談してください）

（６）本補助事業以外の補助金等を受給することが決定した場合の取り扱い

申請者及び補助事業者は、本補助事業の補助対象経費に関して、本補助金以外の補助金等を受給することが決定（交付決定又は採択決定等を含む。）したときは、**当該補助金等の受給決定の通知日から14日以内に、「変更（廃止）承認申請書（様式第７－２号）」を提出しなければなりません。**

［添付書類］ ・その他知事が必要と認めるもの （交付決定通知書の写し 等）

（７）実績報告

補助事業者は、工事が完了し、かつ、施工業者への支払い（原則、金融機関による振込）が完了したときは、速やかに（概ね30日以内に）「実績報告書（様式第13－２号）」を提出してください。

【提出時期】

工事完了かつ支払完了後、速やかに（概ね30日以内）提出すること

【最終提出期限】

令和９年２月26日（金）［必着・厳守］

提出に当たっては、下記の書類を添付してください。

【添付書類】

① 決済証拠書類（施工業者への支払いが確認できるもの）、納品書
② 工事請負契約書又は工事注文請書の写し
③ サポート業務の契約書及び業務報告書の写し（サポート費を補助対象経費とした場合のみ）
④ 補助事業の実施を示す写真（施工中・施工後のもの）
⑤ 埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度の「宣言書」（写し）
⑥ 振込先口座が確認できる資料
⑦ リース契約書及び料金計算書（リースの場合のみ）

（注1） 決済証拠書類（上記①）は、支払いが完了していることを示す下記の書類とします。なお、手形や小切手による支払いの場合は振出日ではなく施工業者が領収（資金化）した日が完了日となりますので御注意ください。また、ネットバンキングによる振込みの場合、振込み手続きを行った時点の確認資料では認められませんので、振込が完了したことがわかる資料を提出してください。

決済証拠書類は次のいずれかとします。
① 施工業者発行の領収書
② 金融機関発行の振込証明書類（①の領収書が発行されない場合）
銀行窓口支払の場合 … 金融機関発行の振込金受領書 など銀行所定の様式により振込されたことを証明する書類（要金融機関出納印）
インターネットバンキングの場合 … インターネットバンキングの取引画面から出力される振込証明書（要金融機関押印）

（注2） 実績報告における補助対象経費の額が30万円未満となる場合は、補助金の交付ができませんので、御注意ください。

（注3） 実績報告書に不備・不足がある場合、補助金の支払いが遅れることがありますので、御注意ください。

５．実績報告以後

（１）補助金額の確定、補助金の交付

４．(7)実績報告の提出後、実績内容を審査し、補助事業の適正な実施を確認できた場合、「補助金額の確定通知」を送付します。なお、必要に応じて現地確認を行うことがあります。現地確認を拒否し、現地確認を行えない場合、補助金を交付できないことがあります。

確定通知後、速やかに補助金の交付手続きを行います。

（２）交付決定の取消し

次のような場合には、補助金の交付決定を取り消す場合があります。この場合で、既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。

① 補助対象者が、不正の手段により補助金の交付を受けたとき

② 補助対象者が、補助金を他の用途に使用したとき

③ その他、本補助金交付要綱の規定及び補助金交付の条件に違反する行為があったとき

（３）導入効果の検証

補助事業者は、補助対象設備の稼動から１年をめどに削減効果の実績について、県に**「導入効果報告書」（様式第４－２号）を稼動から1年ごとに3年間提出**してください。併せて、埼玉県又は国の事業で実施された省エネ診断事業を受診した場合はその報告書（既に提出している場合は不要）、省エネ診断事業を受診していない場合は「設備更新計画書」（様式第５号）を提出してください。

この報告により、補助対象事業の効果等を検証します。（対象事業所全体、計測対象設備別にそれぞれCO_2排出量の削減量実績を報告）

補助事業者は、申請書類に記載した CO_2 排出量の削減効果を達成することとし、削減量が満たない場合は、更なる運用対策等の実施に努めなければならないものとします。

また、補助事業者は、事業効果の検証に必要となる補助事業実施前の基準となるCO_2排出量及び事業実施後のCO_2排出量の根拠となるエネルギー使用量を確認できる証拠書類等を、3年間保管してください。

（注）導入効果報告書の提出がない場合、補助金の返還対象となります。

（４）補助金の経理

補助事業者は、補助対象事業に関する収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額と支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしてください。

当該収支簿と補助事業に関する書類については、補助事業が完了した日の属する会計年度の**終了後5年間保存**しなければなりません。

（５）補助事業により取得した財産の管理

補助事業者は、本補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間※1内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について承認を受けなければなりません。また、知事の承認を受けて処分した場合は、補助金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

※1 法定耐用年数に相当する期間

別表　導入設備の法定耐用年数

法定耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)」によるものとします。

URL：https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340M50000040015

ここでは、参考に当該省令の「別表第一　機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」、「別表第二　機械及び装置の耐用年数表」の一部で事例の多い導入設備を以下に示します。

［別表第一　機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表］

種類	構造又は用途	細目	耐用年数（年）
建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）	その他のもの	１５
	給排水又は衛生設備及びガス設備		１５
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が 22ｋＷ以下）	１３
		その他のもの	１５

［別表第二　機械及び装置の耐用年数表］

設備の種類	耐用年数（年）
食料品製造業用設備	１０
飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	１０
繊維工業用設備	３　又は　７
木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備	８
家具又は装備品製造業用設備	１１
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	１２
印刷業又は印刷関連業用設備	４　又は　７　又は　３　又は　１０
化学工業用設備	５　又は　４　又は　８
石油製品又は石炭製品製造業用設備	７
プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	８
ゴム製品製造業用設備	９
鉄鋼業用設備	５又は９又は１４
非鉄金属製造業用設備	１１又は７
金属製品製造業用設備	６又は１０
電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	６又は５又は８
電気機械器具製造業用設備	７
情報通信機械器具製造業用設備	８
輸送用機械器具製造業用設備	９
その他の製造業用設備	９
宿泊業用設備	１０
飲食店業用設備	８

※　上表は、一部抜粋したものです。本表にないものや耐用年数が複数あるものは省令を参照してください。

（参考資料）

補助事業における利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何にかかわらず、補助事業の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

１ 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

（１）補助事業者自身

（２）１００％同一の資本に属するグループ企業

（３）補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和３８年大蔵省令第５９号）第８条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（２）を除く。以下同じ。）

２ 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

（２）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難い場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（３）補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難い場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

この募集要領に関するお問い合わせ先

〒330－9301　埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１５－１
埼玉県環境部温暖化対策課　計画制度・排出量取引担当
ＴＥＬ：048-830-3049・3021
ＦＡＸ：048-830-4777
Ｍａｉｌ：a3030-30@pref.saitama.lg.jp
ＵＲＬ：https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/hojokin/r7co2hojo.html